

令和2年5月26日

新型コロナウイルス感染症への対応について

一般社団法人福島労働基準協会
(福島市大町4番4号 東邦スクエアビル2階)

このたび、政府から全都道府県に出されておりました新型コロナウイルスの感染増加に対応する緊急事態宣言が解除されたところですが、福島労働基準協会におきましては、現時点においては、今後、各種技能講習等を、下記のとおり感染防止対策を講じた上でほぼ計画どおり開催することを予定しております。

しかしながら、今後の感染状況の推移等によりましては、急遽開催を延期又は中止させていただくことがありますので、その場合は、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

講習等の実施について変更がある場合には、当協会のホームページに掲載するとともに、個別にも受講申込者の皆様にご連絡を差し上げます。

既に申し込んでいる各種技能講習等を取り消したい場合には、受講日の7日前までにご連絡いただければ、次回に振り替えさせていただくか又は既に頂戴している講習料をキャンセル料を頂かずに全額返金させていただきます。なお、受講日の7日前以降に急に体調不良になり受講ができなくなった場合等につきましては、別途個別に検討・対応させていただきます。

受講者の皆様の安全と健康確保のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

福島労働基準協会が実施する感染防止対策

- (1) 37.5度以上の発熱、咳等の症状ある方には、受講を見合わせていただきます。その判断のために、受講者の皆様には、当日の健康状態のチェック票の提出や当日の非接触型体温計による体温測定等にご協力いただきます。なお、受講を見合わせた方には、講習料を返金するか次回に振り替えさせていただきます。
- (2) 受講者の皆様には、受講の際、感染症対策のため「手洗い」や「咳エチケット(マスク着用等)」等の感染症予防対策の徹底についてご協力いただきます。
- (3) 講習会場においては、原則として機械換気を行うほか、休憩時間には窓等を開放し自然換気を行います。
- (4) 講習会場においては、隣接する受講者の間隔を広げる等して密集度を下げて席を配置します。